

旧本庁舎等跡地活用検討会議設置要綱

(会議の目的)

第1条 旧本庁舎等跡地活用検討会議（以下「会議」という。）は、部局を横断し旧本庁舎等跡地の活用に向けて検討を行うことを目的とする。

(構成員等)

第2条 会議は、市長、副市長、教育長、総務部長、税務・債権管理局長、人権政策局長、危機管理部長、企画推進部長、経営統轄監、市民生活部長、環境局長、福祉部長、健康こども部長、経済観光部長、農林水産部長、都市整備部長、下水道部長で構成する。

2 水道事業管理者、病院事業管理者、鳥取市保健所長は、協議内容に応じて招集する。

(協議事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 旧本庁舎等跡地の活用に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(会議)

第4条 会議は市長が招集し、企画推進部長が進行する。

2 会議は公開とする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、企画推進部政策企画課に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。